

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2025年12月1日
発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 25-04

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100 E-mail: yokota9th@yahoo.co.jp
Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/> 発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第10回弁論

本日の行動予定

- ① 13時15分：事前集会
東京地裁立川支部前
- ② 13時40分：地裁建物に入場（1階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って4階へ
- ③ 13時50分：4階405号法廷に入廷
携帯電話の電源は切るかマナーモード

にしてください。

※裁判所から事前に渡された傍聴券約20枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。

- ④ 14時00分：弁論（20分程度）
- ⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散

弁論内容は〇〇〇

弁護団の馬場先生にお書きいただきました。

一日米合同委員会合意について

- 1 今回の原告第12準備書面では、「日米合同委員会合意」について主張しています。
- 2 日米地位協定第25条第1項は、日米地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置するとしています。
日米地位協定の実施に関して相互間の「協議を必要とする全ての事項」が協議対象ですので、その内容は広範囲に及びます。
例えば、「米軍の使用が許される施設／区域に係る事項」「訓練に係る事項」「騒音に係る事項」「航空交通管制に係る事項」「在日米軍の事件／事故発生時における手続に係る事項」などです。
本件の甲A3-1でも提出しているとおり、外務省ホームページには、日米合同委員会合意が掲載されています。しかし、日米が公表に合意したものしか

掲載されませんので、一部に過ぎず、その全容は明らかではありません。

- 3 日米合同委員会については、報道されることも少なく、その実態は不明なところも多いです。今回、甲A77として提出しているジャーナリストの吉田敏浩氏の書籍「日米合同委員会の研究」によると、現在は、定期的に隔週木曜日午前11時から本会議が開催されており、その他、日米いずれかの代表の要請により、臨時の会合も開かれるようです。
すなわち、日米地位協定や騒音に関して、少なくとも1か月に2～3回は、協議する場があるということです。
- 4 日米合同委員会合意は、その手続や過程の不透明性から「密約」とも揶揄されます。
そのような密約が、そもそも効力を持ちうるのかという点に疑義がないではありませんが、被告は、

